

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
規 則	
○恩給給与細則の一部を改正する規則..... (職員厚生課)	7
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (広報広聴課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	7
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業支援課)	7
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	8
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	9
規 則	
<p>恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年6月7日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>北海道規則第68号 恩給給与細則の一部を改正する規則</p> <p>恩給給与細則（大正13年北海道庁令第55号）の一部を次のように改正する。 第2条ノ3中「第10条ノ3、」を削る。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	
告 示	
<p>北海道告示第434号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年6月7日</p>	

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量1,178,794部
 - 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量1,602,019部
 - 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量380,587部
- 落札を決定した日
平成17年5月26日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 日本通運株式会社
 - 住 所 東京都港区東新橋1丁目9番3号
- 落札金額（1部当たりの単価）
 - 3.78円
 - 18.88円
 - 20.88円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成17年4月15日付け北海道告示第294号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道知事政策部知事室広報広聴課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第435号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17.5.26	北生振土地改良区
同 17.5.27	月形土地改良区

北海道告示第436号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
羽幌	基幹水利施設補修	平成17. 1.11
東川	経営体育成基盤整備（農業用排水）	同 13.11.30
同	（区画整理、暗きょ）	同 16.12.14
西古丹別	同（農業用排水）	同 14.10.31
同	同（客土）	同 15. 5.16
同	同（区画整理、暗きょ）	同 16.12.10
更岸南部	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水）	同 16.10.28
同	同（区画整理、暗きょ）	同 16.10.20
六線沢	防災ダム	同 16.12.10
別荘	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同 16.12. 6

北海道告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 室蘭市茶津町4の3・9の1・9の3・12の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第438号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 阿寒郡鶴居村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び鶴居村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 網走郡美幌町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
美幌町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第441号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年6月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系長都川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成17年6月7日
- 3 廃川敷地等の位置 千歳市長都1210番、1209番3及び1209番2
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4,397.25m²

